

# 産業廃棄物の不法投棄等に起因する 支障除去等に対する支援について

# 目次

1. 不法投棄等の支障除去等
2. 基金制度の概要
3. 費用負担の考え方・仕組み
4. 基金の活用状況

**【参考】不法投棄等の現状**

# 1. 不法投棄等の支障除去等

# 不法投棄等の実例

## 香川県豊島事案



### 【事案の概要】

- 香川県の豊島において、昭和50年代後半から平成2年まで、産業廃棄物許可業者が、有価物と称してシュレッダーダスト、廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に持ち込み不法投棄した事案。
- 投棄等規模：約64万m<sup>3</sup>
- 行政代執行に係る事業費（見込）：約521億円

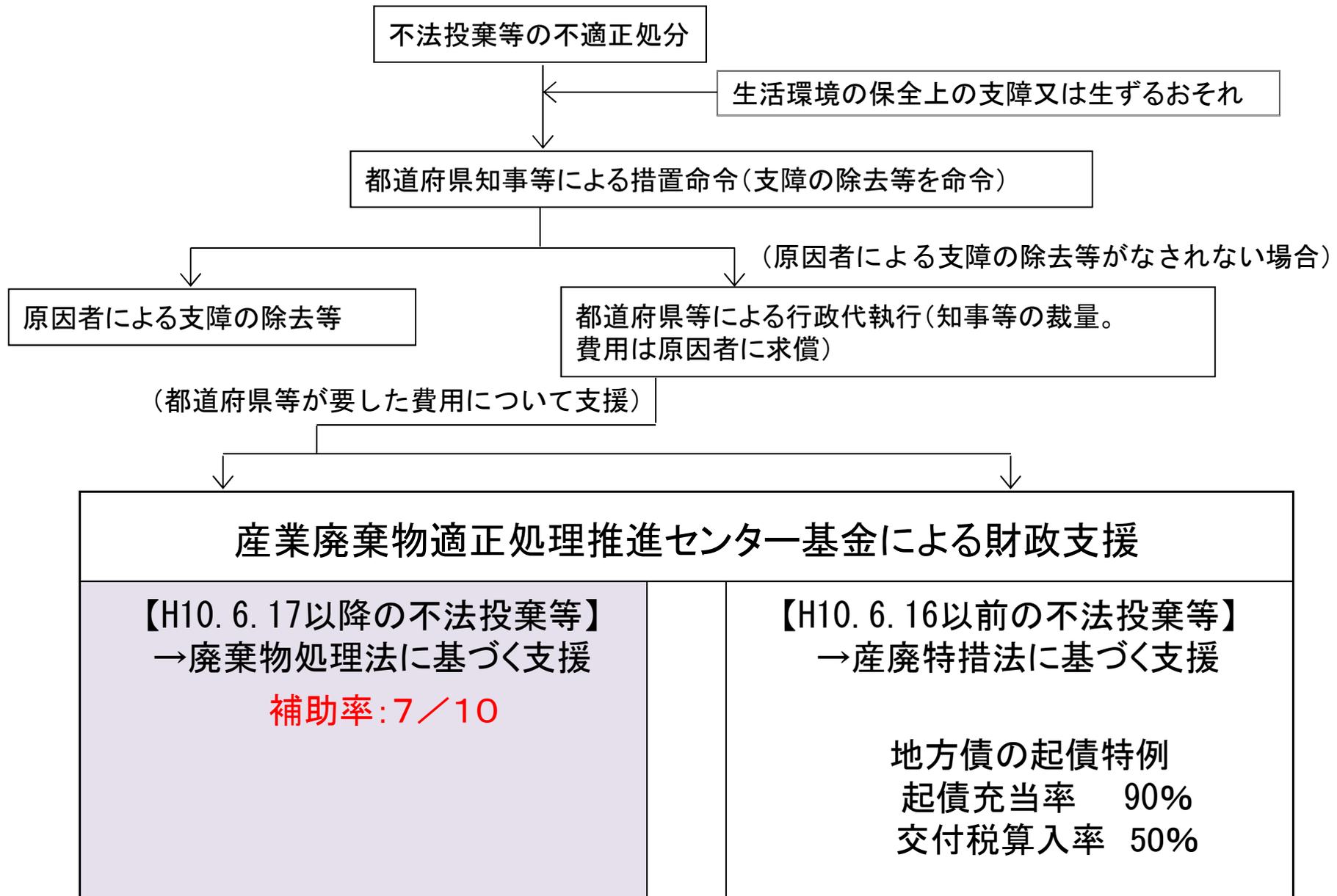
## 青森・岩手県境事案



### 【事案の概要】

- 燃えがら・汚泥と樹皮を混合して製造した堆肥様物や、ごみ固形化物等が、青森県・岩手県に跨る事業場敷地内に不法投棄された事案。
- 投棄等規模：約105万m<sup>3</sup>
- 行政代執行に係る事業費（見込）：約708億円

# 不法投棄等の支障除去等について



## 2. 基金制度の概要

# 産業廃棄物適正処理推進基金の目的

- 平成10年6月17日以降に不法投棄等され、生活環境保全上の支障の除去等が必要な事案に係る行政代執行に対する支援。

(平成10年6月16日以前のものについては、産廃特措法に基づき別途支援を実施)

- 行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止。

# 支障除去等事業への支援措置

## ○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

### 〔廃棄物処理法第13条の13〕

適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(中略)

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

### 〔廃棄物処理法第13条の15〕

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

# 基金制度創設までの経緯

## ○平成3年 廃棄物処理法改正案における国会審議

不法投棄等に対する適切・迅速な原状回復方策について、速やかに検討を加えるものとされた。

## ○平成8年9月 生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会

原因者が不明等であって生活環境保全上問題となるような場合には、都道府県等が直接不法投棄等の原状回復を迅速・円滑に行うことができるよう必要な資金を手当てする制度を構築することが必要であるとされた。

費用負担についても、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要があるとされた。

## ○平成9年1月 原状回復制度研究会

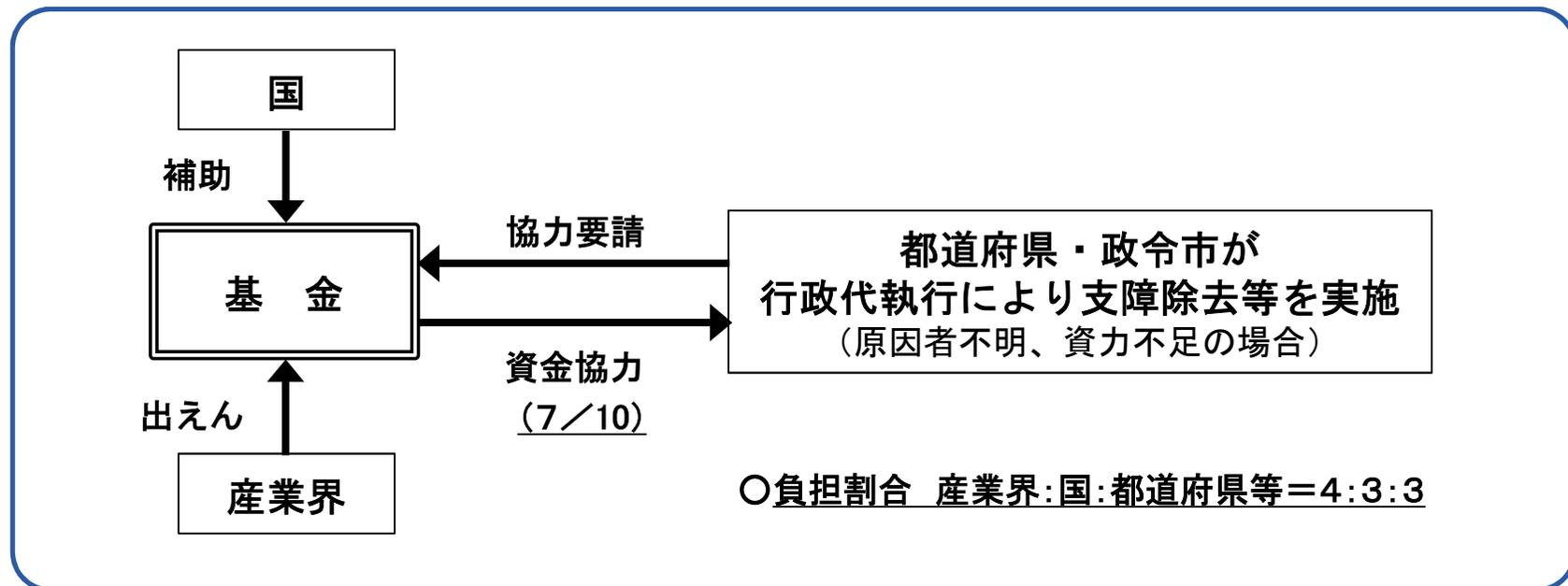
支援制度については、産業廃棄物が広域的に処理されている実態を踏まえ、全国的な制度として構築することが適当であり、原状回復を行った都道府県等に対して資金を供給するとともに、そのために必要な資金を手当てする仕組みが考えられるとされた。

## ○平成10年6月 行政代執行規定及び基金制度の創設

これまでの検討を受け、平成9年の廃棄物処理法の改正により、行為者等が原状回復等の措置を取らない場合に都道府県等が不法投棄等された産業廃棄物に起因する支障除去等を行うことができる行政代執行規定が創設され、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等事案を対象として、行政代執行を行う都道府県等に対し基金から支障除去等に必要な費用を支援する制度が創設された。

# 基金による支援スキーム

- 廃棄物処理法の平成9年改正により、原因者が支障除去等の措置を行わない場合に都道府県等が支障除去等を行うことができる行政代執行規定が創設され、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等事案を対象として、都道府県等に対し基金から必要な費用を支援する制度が創設。
- 支障除去等に必要な費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4 : 3 : 3（創設当初は2 : 1 : 1）となっており、産業界と国が基金を通じて事業費の7 / 10を都道府県等に支援。



# 3. 費用負担の考え方・仕組み

# 費用負担の考え方

- 支障除去等は、原因者の責任で行わせることが原則。原因者が支障除去等を行わずにやむを得ず都道府県等が行政代執行により支障除去等を行う場合、代執行費用は原因者に求償し、原因者が費用負担することが原則。
- このように原因者に対する責任追及を徹底的に行った上で、原因者に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当。  
また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要。

# 負担割合

- 費用の負担割合については産業界と行政が1：1。
- 行政の負担分については、国と都道府県等が1：1で負担する。

平成19～24年度の「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」における検討で、支障除去等のための費用の約1/6を占める、事業者による廃棄物の自主撤去等を産業界の費用負担とみなして費用負担割合を見直した結果、産業界：国：都道府県等＝4：3：3とした。



平成24年度までの支援割合



平成25年度以降の支援割合

## 費用負担の仕組み

- 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を実施。
- 適正な処理を行っている事業者を支障除去等に対する法的責任はないものの、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄に対しては事業者としても一定の社会貢献を行っていくとの認識の下、事業者の自主的な出えんで基金を造成。



### 特定の業界団体に対して基金への出えんを依頼

- 産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なることを考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めるという観点から、それぞれの業界に委ねるべきものとされた（制度発足当初）。

# 基金への出えん状況

(平成27年3月31日現在)

(単位:百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
	造成額																	
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	2,930
民間の出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2	3,533
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	0	2,459
経団連	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2	655
産廃処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	0	394
医師会・四病協	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	0	25
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170	6,463

※四捨五入の関係で端数が合わない場合があります。

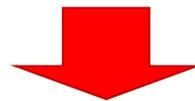
# 費用負担の仕組みの見直し(平成27年度)

○平成27年度の「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、平成28年度以降の支援のあり方を検討した。



## 【今後の費用負担の仕組みについての基本的な考え方】

- ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
- ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
- ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
- ・強制ではなく任意による協力とすること



## マニフェストを通じて広く薄く負担する方式

- 産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めることとする。
- 今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の各マニフェスト頒布団体等に対する出えん要請額を算定する。
- マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。

## 4. 基金の活用状況

# 基金による支援に係る審査の流れ

都道府県等からの支援要請



適正処理推進センターによる事前調査(書類確認・自治体ヒアリング)



現地調査・自治体ヒアリング



事前審査その1(行政対応に係る審査)



事前審査その2(生活環境保全上の支障とその対策工に係る審査)



本審査



支援決定

運営協議会※による調査・審査

※運営協議会

有識者や産業界関係者等  
により構成される

# 基金の活用状況(年度別)

(平成27年10月31日現在)

事業年度	運営協議会開催回数	支援先	廃棄物種類	支援件数	支援額(千円)
H11~16	26回	兵庫県、大阪府、和歌山県、京都府、滋賀県、長野県、静岡県、石川県 山梨県、三重県、高知県、青森県、豊田市、茨城県、千葉県、宇都宮市 福岡市、愛媛県、神戸市、川越市、福岡県、埼玉県、松山市、山形県 横浜市、姫路市、徳島県、岡崎市、鳥取県、岩手県、北海道	硫酸ピッチ等 がれき等 廃プラ等 混合廃棄物 廃油 木くず 廃自動車ガラ	40件 1件 3件 3件 2件 1件 1件	2,154,511
H17	4回	千葉県、青森県、愛知県、茨城県、神奈川県、群馬県、豊田市、福井県 石川県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等 木くず	3件 5件 1件	246,814
H18	2回	群馬県、豊田市、埼玉県、大阪府、千葉県、岡山市、福井県	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	2件 5件	238,705
H19	3回	岡山市、札幌市、山形県	硫酸ピッチ等 混合廃棄物 廃油	1件 1件 1件	50,399
H20	1回	三重県、奈良市	混合廃棄物 硫酸ピッチ等	1件 1件	20,332
H21	1回	三重県、山梨県、福岡県	混合廃棄物	3件	150,721
H22	5回	静岡県、大分県	廃油 混合廃棄物	1件 1件	94,604
H23	5回	仙台市、群馬県	廃自動車ガラ等 廃プラ等	1件 1件	181,851
H24	4回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県	混合廃棄物	5件	399,948
H25	3回	千葉市、長崎県、静岡県、佐世保市、福島県、大津市	混合廃棄物 シュレッダーダスト等 廃油、汚泥	5件 1件 1件	679,783
H26	4回	佐世保市、岩手県、千葉県	混合廃棄物 廃油	2件 1件	82,608
H27(見込)	6回	福岡県、青森県、他2自治体	混合廃棄物	4件	982,000
<b>合計</b>	<b>64回</b>			<b>98件</b>	<b>5,282,276</b>

# 基金による支援事業の実施例

不法投棄の状況



支障除去後



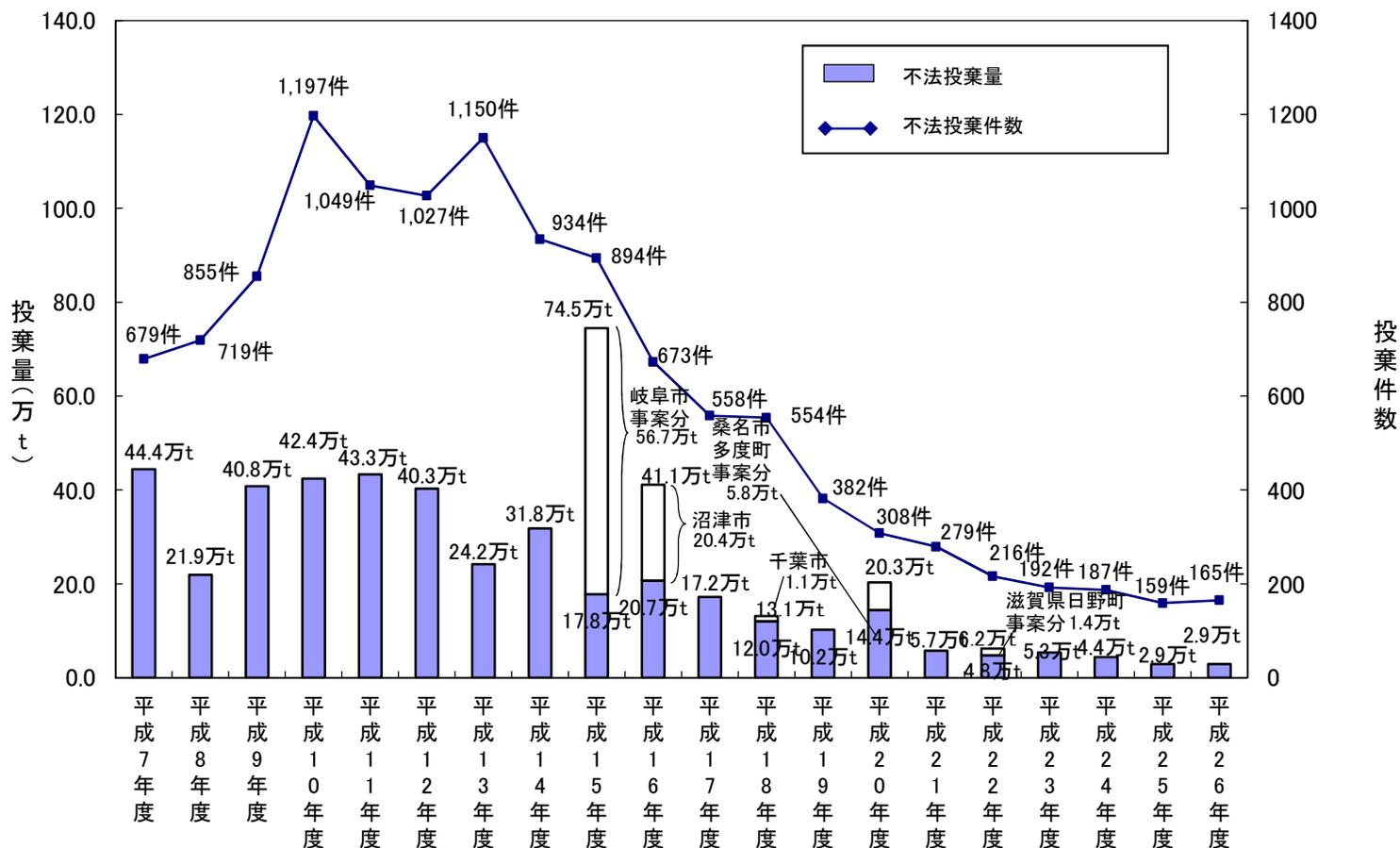
※ (財)産業廃棄物処理振興財団作成「産業廃棄物の不法投棄等への原状回復支援事業」より転載

【参考】

# 不法投棄等の現状

[平成26年度末時点のデータ]

# 不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)



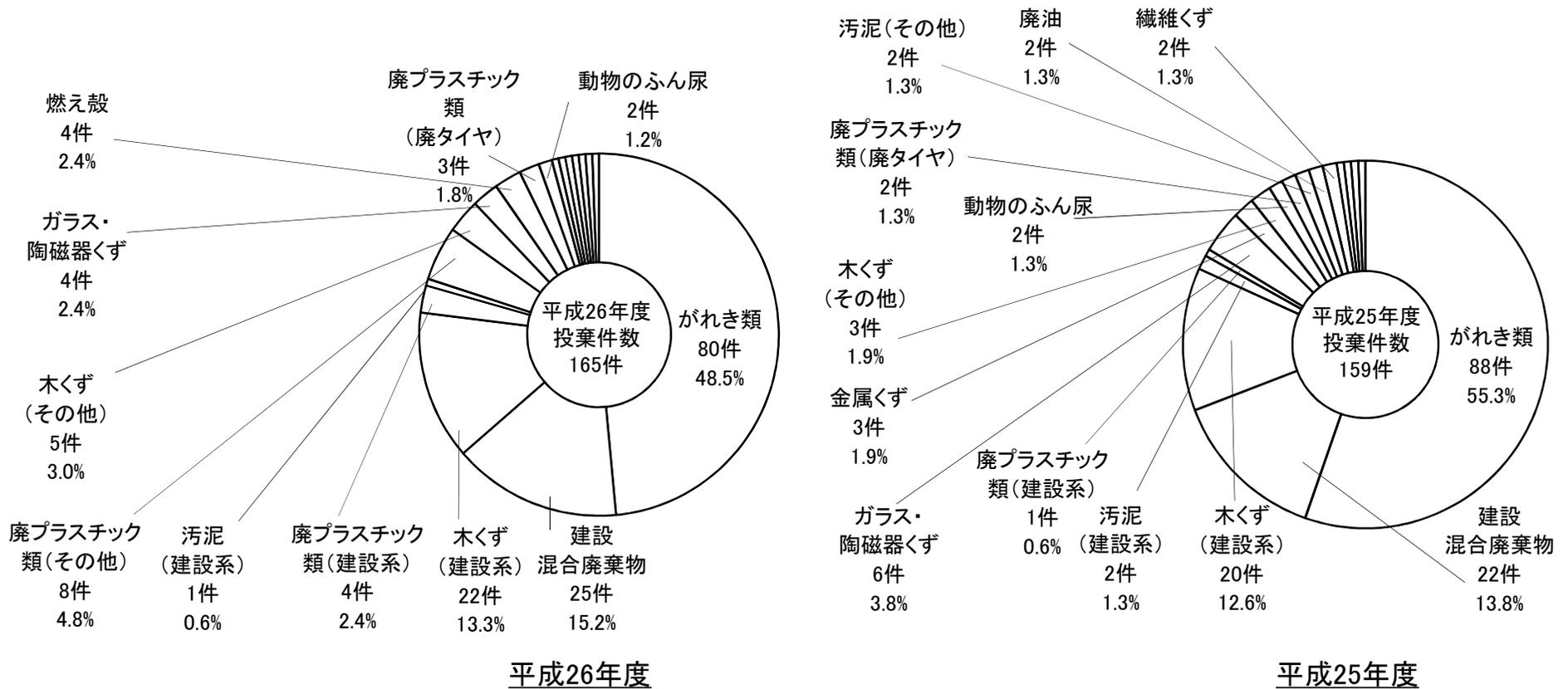
注)

- 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
- 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。  
 上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
 上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
 上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

※ 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄廃棄物の種類(新規判明事案)

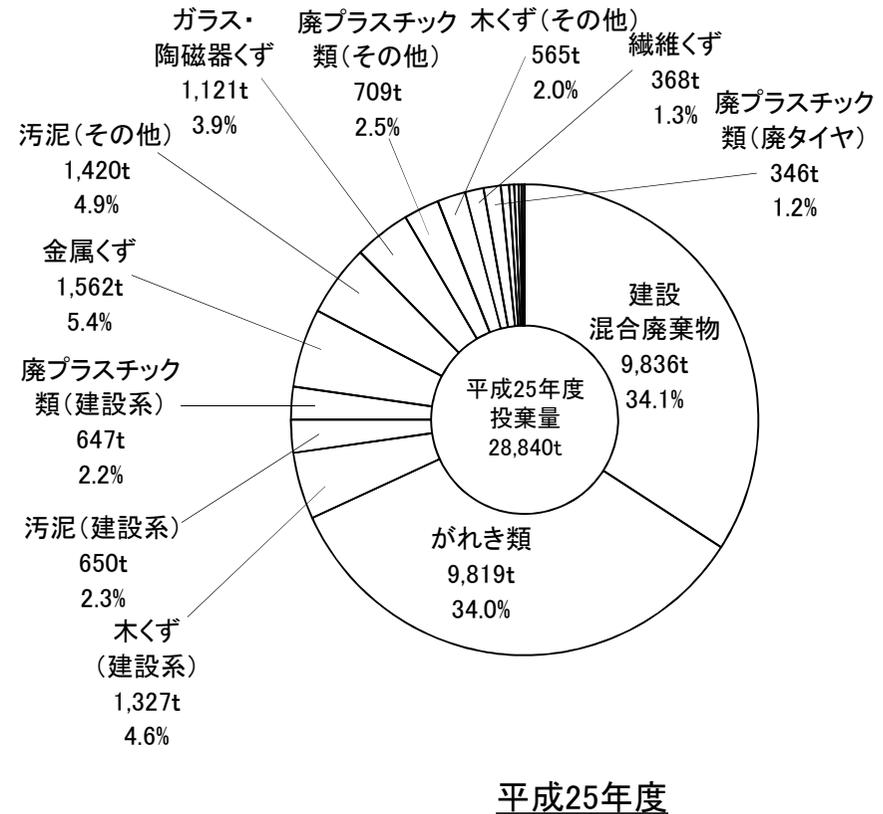
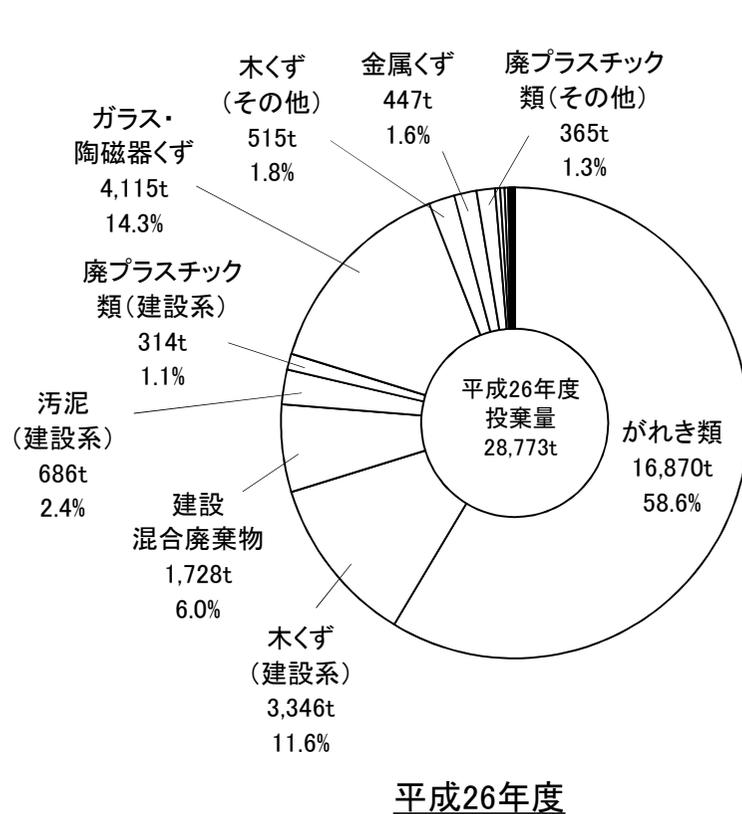
## ① 投棄件数



※ 割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄廃棄物の種類(新規判明事案)

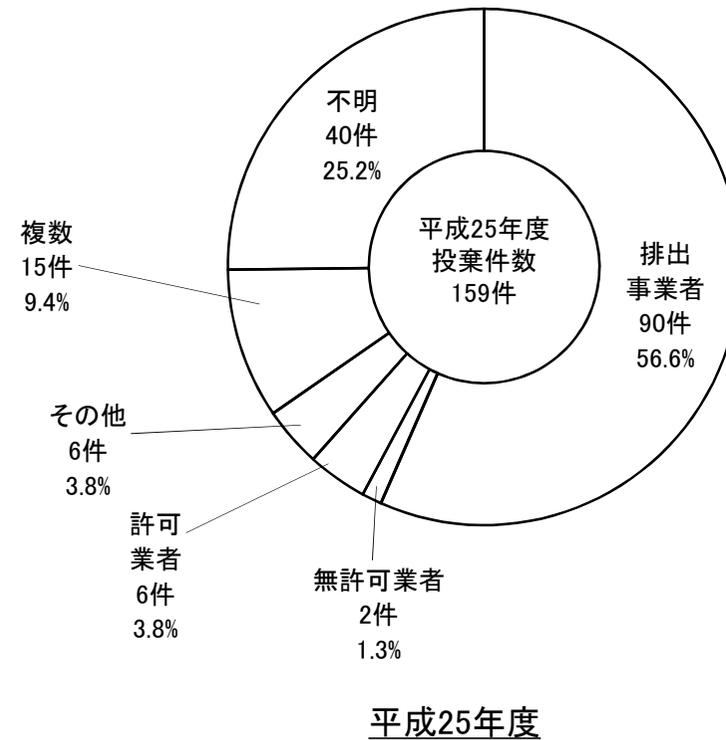
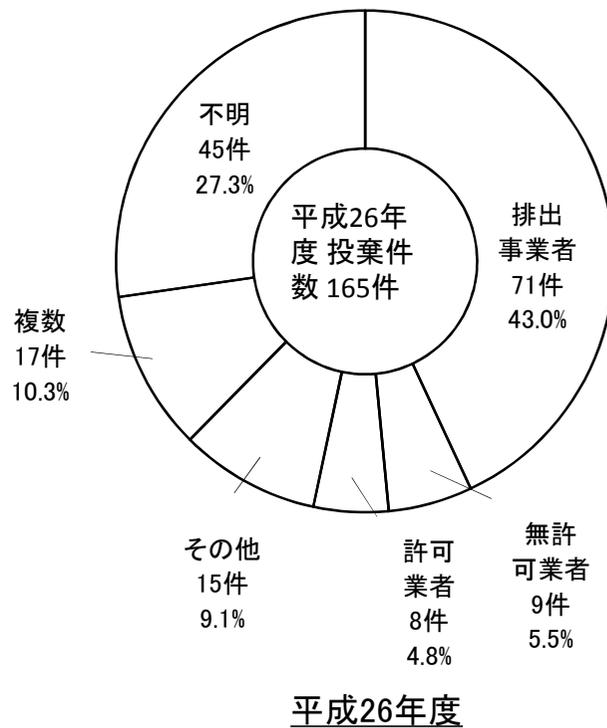
## ② 投棄量



※ 量及び割合については、は四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

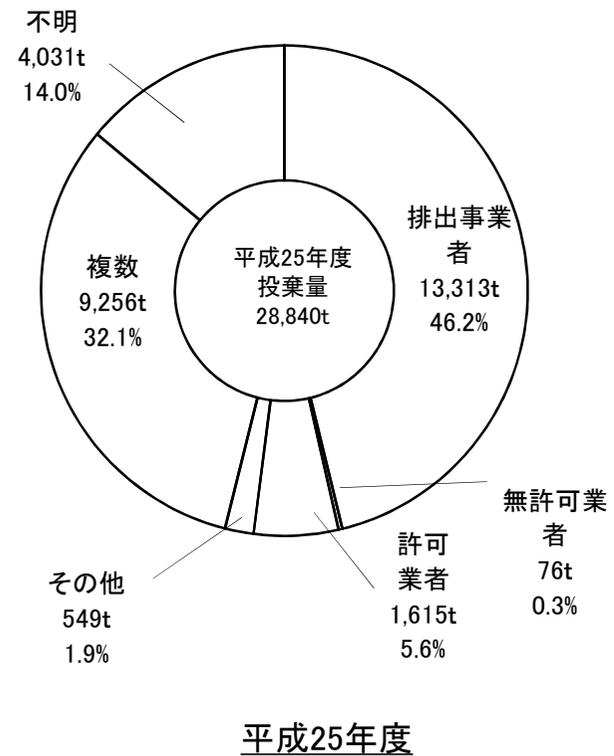
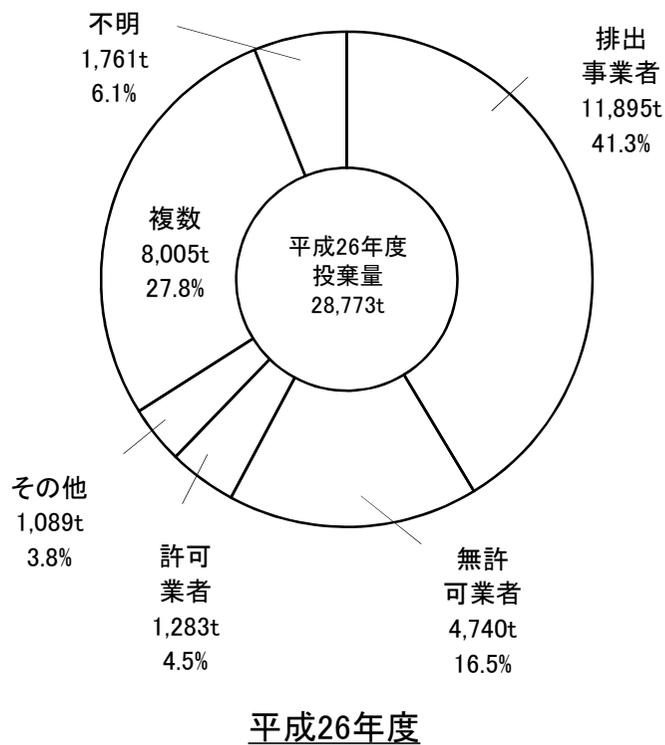
## ① 投棄件数



※ 割合については、は四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

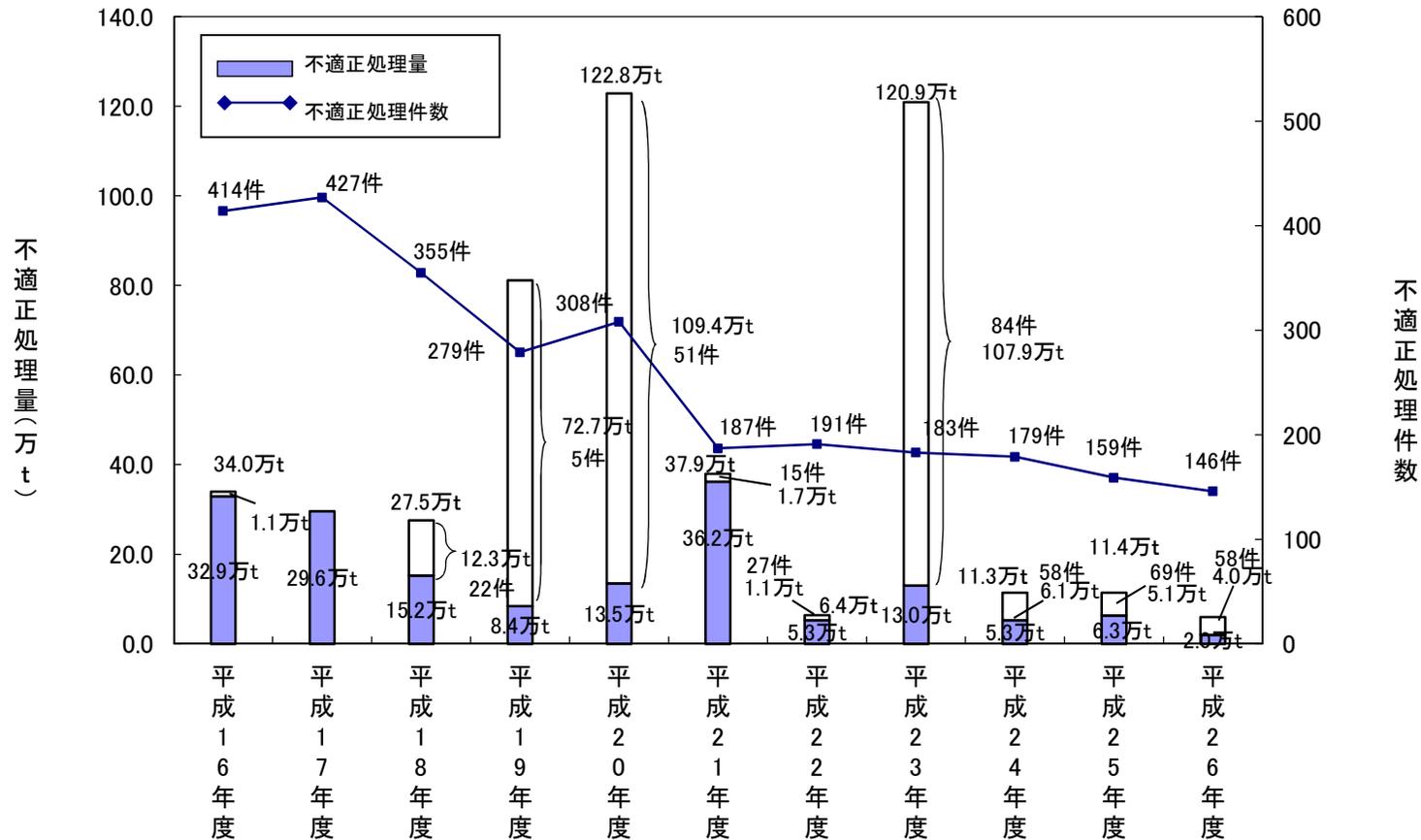
# 不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

## ② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)

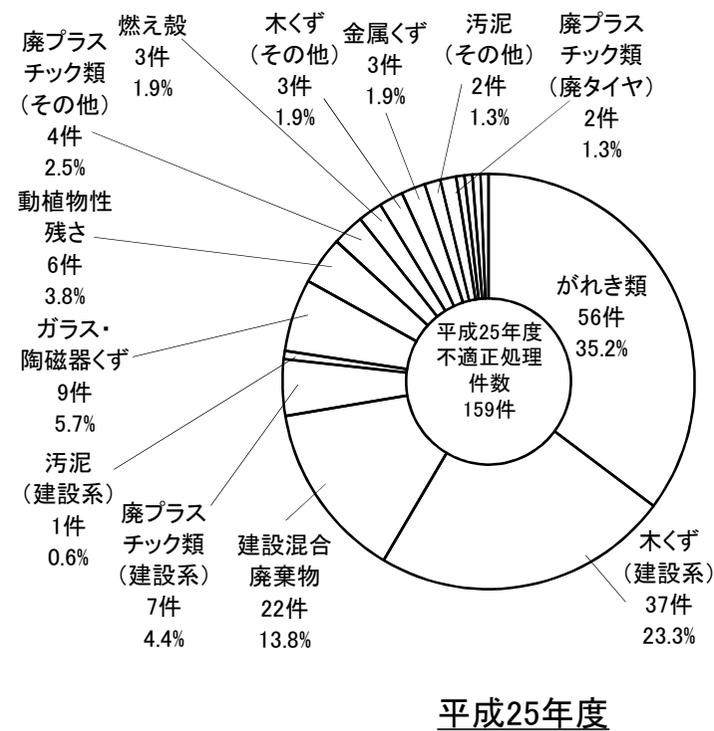
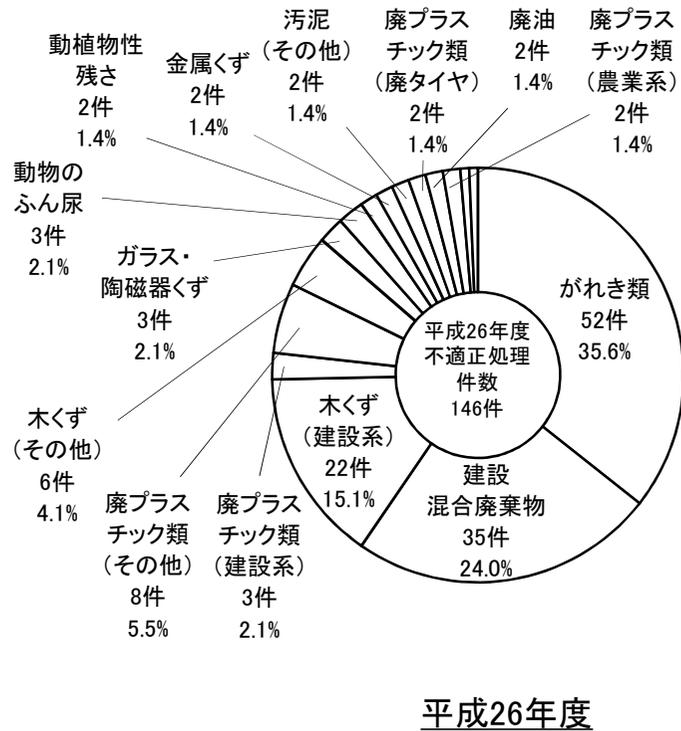


- 注)
1. 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
  2. 上記棒グラフ白抜き部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの、なお、平成23年度以降は不適正処理の開始年度が不明なものを含む(以下、「報告漏れ等」という。)
  3. 平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万tを含む。  
平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万t等を含む。  
平成21年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案23.4万t等を含む。  
平成23年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等を含む。
  4. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

※ 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理廃棄物の種類(新規判明事案)

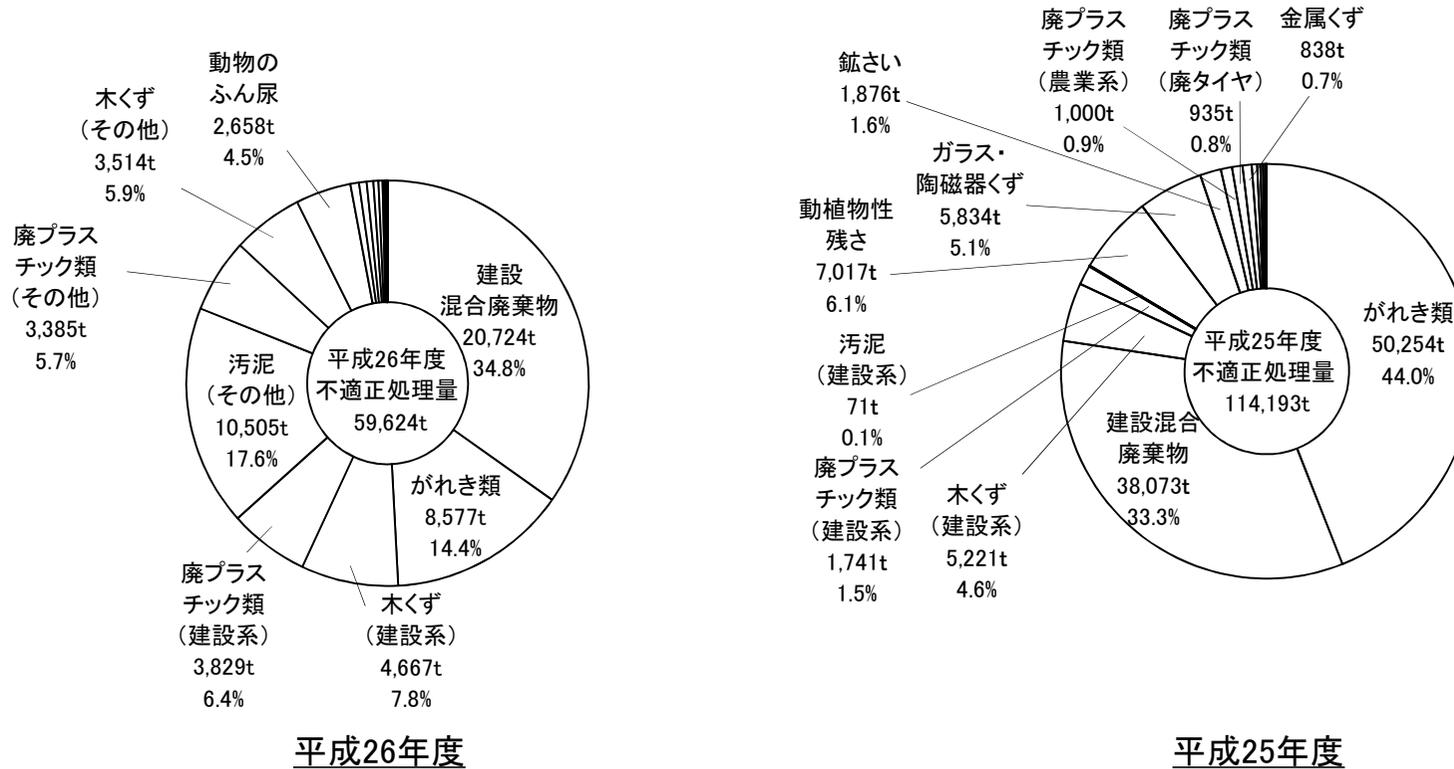
## ① 不適正処理件数



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理廃棄物の種類(新規判明事案)

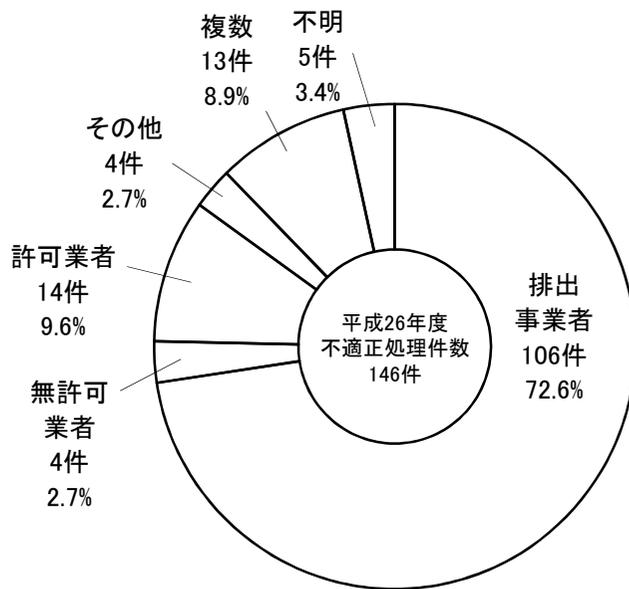
## ② 不適正処理量



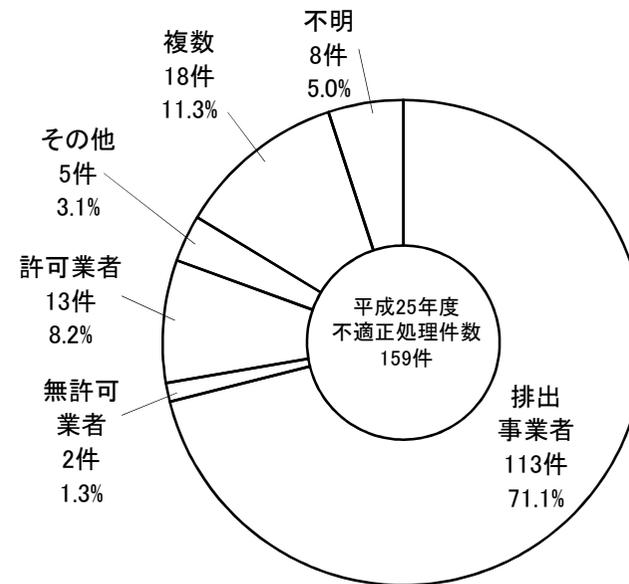
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

## ① 不適正処理件数



平成26年度

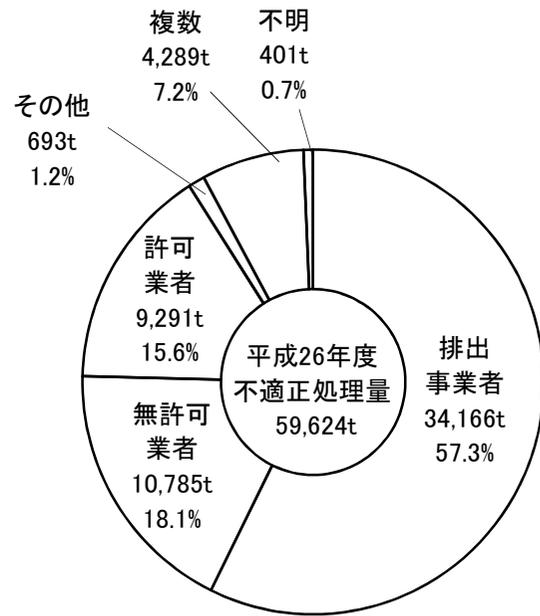


平成25年度

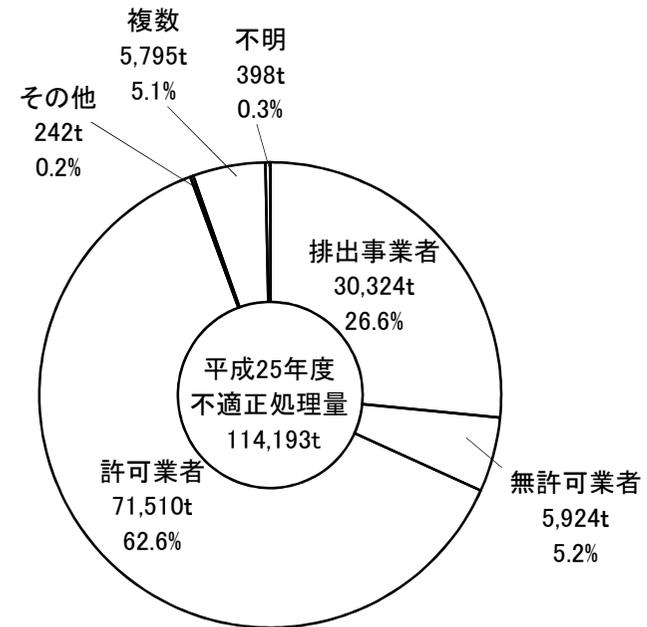
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

## ② 不適正処理量



平成26年度

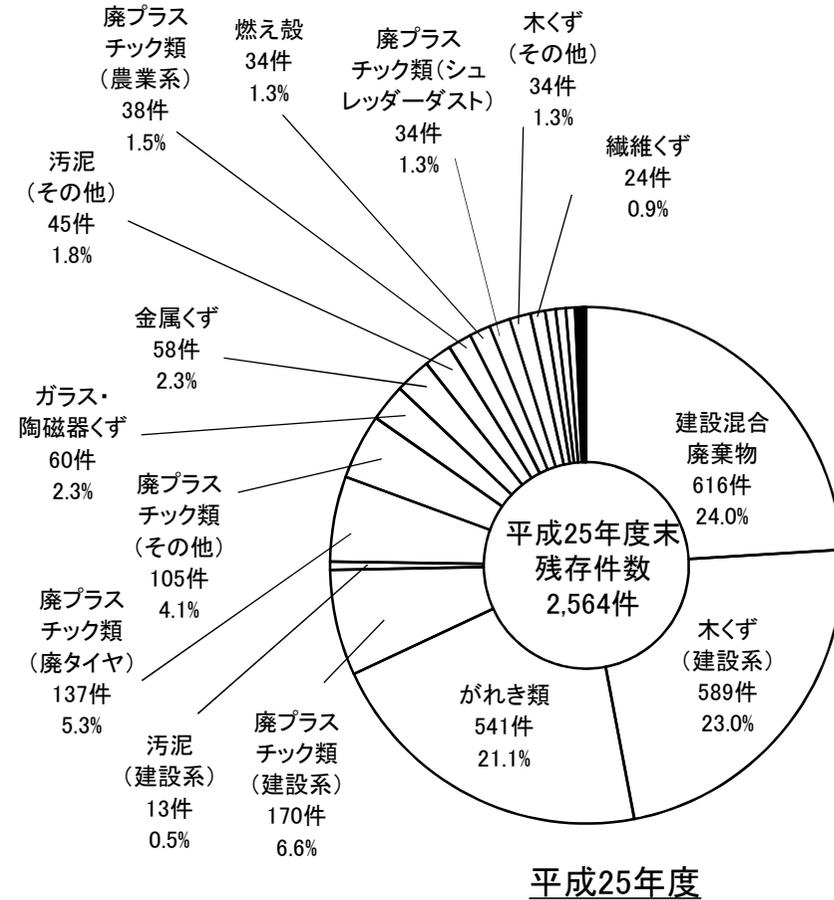
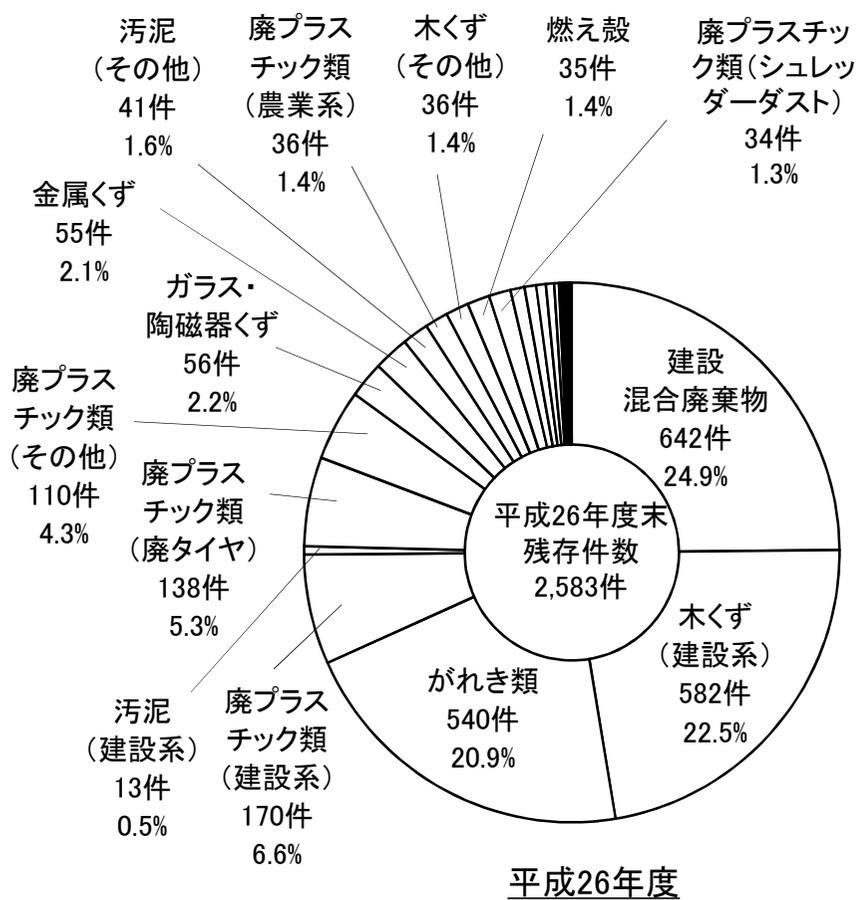


平成25年度

※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

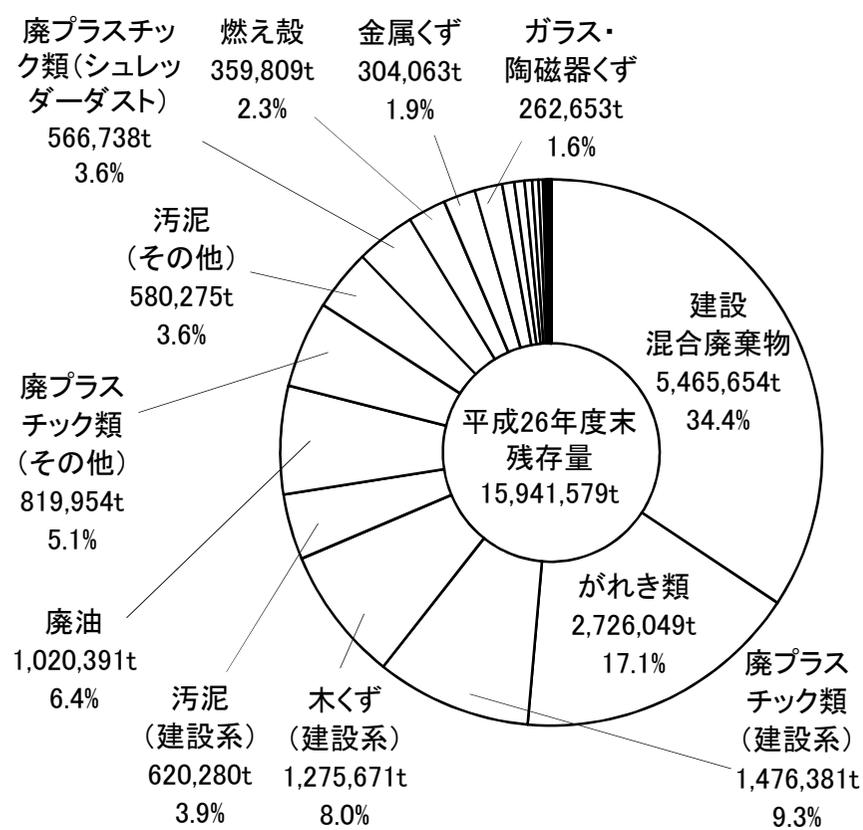
## ① 残存件数



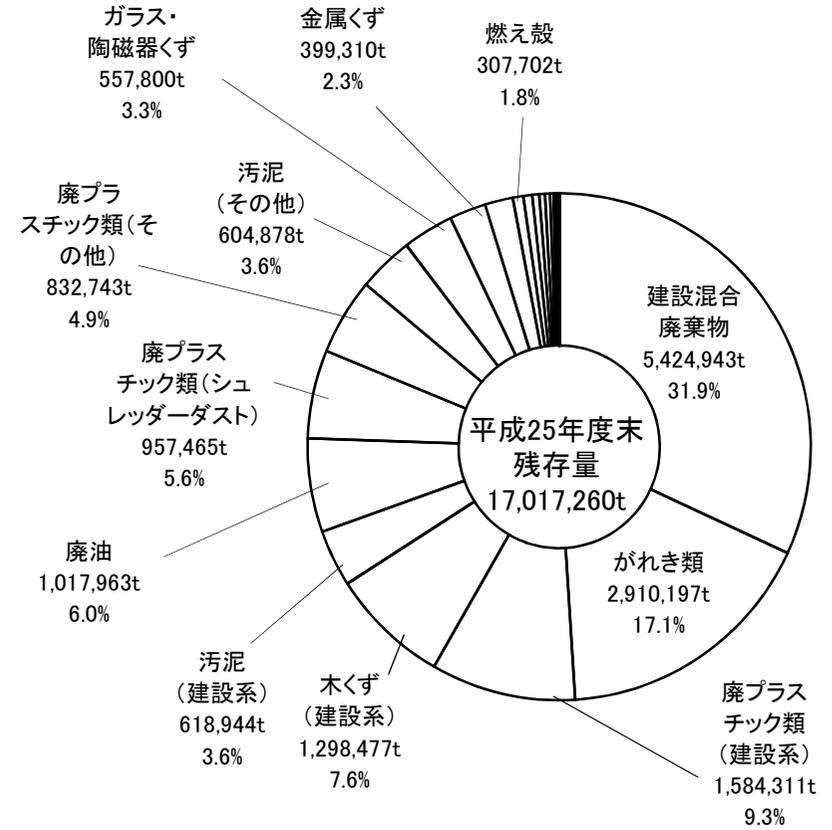
※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄等された廃棄物の種類(残存事案)

## ② 残存量



平成26年度



平成25年度

※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

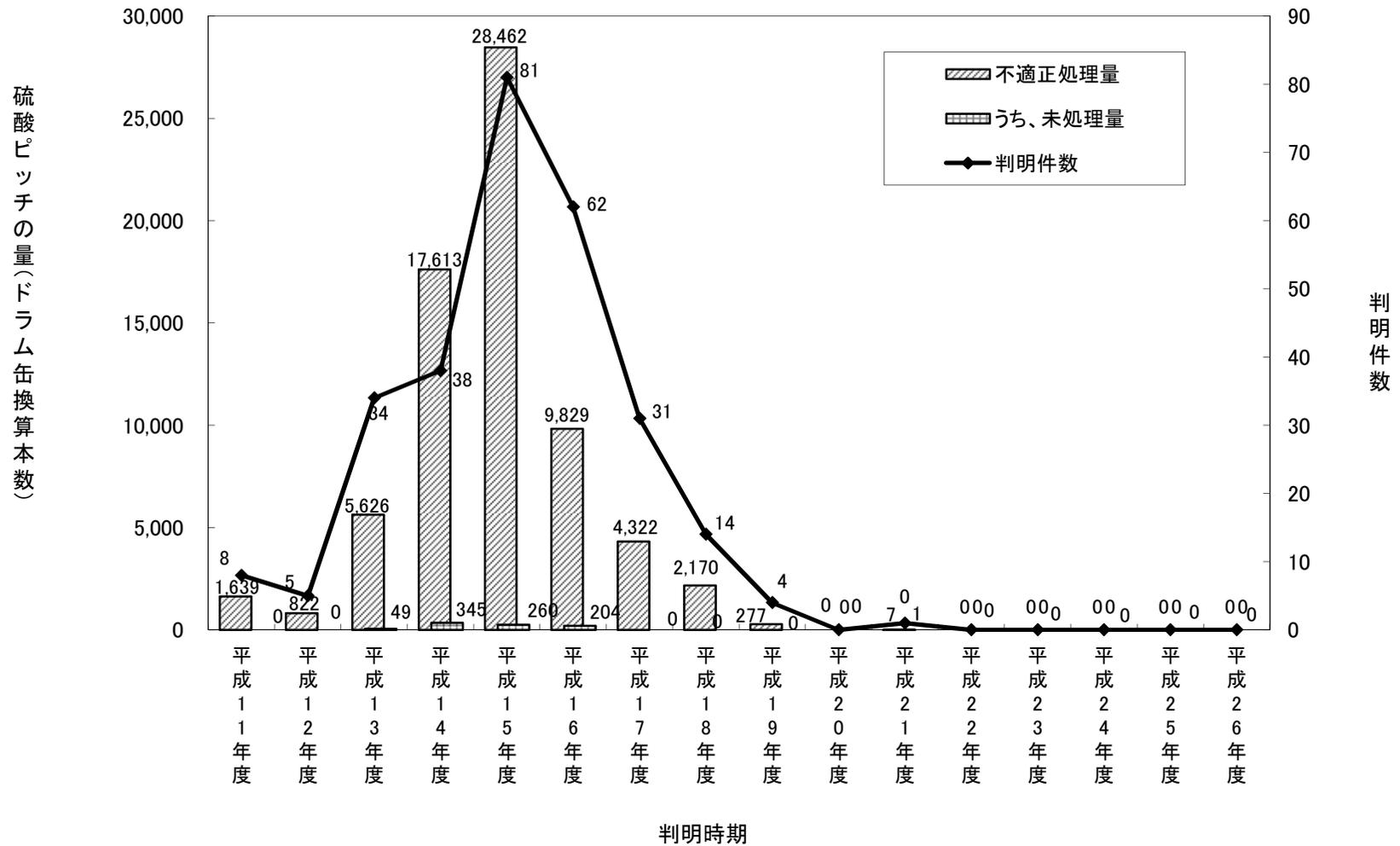
# 不法投棄等事案の支障等の状況および都道府県等の対応方針 (残存事案・平成26年度末時点)

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	7	0.3%	2,050,933	12.9%
支障除去措置	7	0.3%	2,050,933	12.9%
現に支障のおそれがある	83	3.2%	5,566,016	34.9%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	18	0.7%	3,003,827	18.8%
周辺環境モニタリング	18	0.7%	1,822,831	11.4%
撤去指導、定期的な立入検査 等	47	1.8%	739,358	4.6%
現時点では支障等はない	2,474	95.8%	7,921,431	49.7%
改善指導、定期的な立入検査、監視 等	812	31.4%	2,719,771	17.1%
特段の対応なし	1,662	64.3%	5,201,660	32.6%
支障等調査中	19	0.7%	403,199	2.5%
支障を明確にするための確認調査	14	0.5%	182,949	1.1%
その他(継続的な立入調査)	5	0.2%	220,250	1.4%
計	2,583	100.0%	15,941,579	100.0%

※ 平成25年度末時点における不法投棄等の残存件数は2,564件、1,702万tであった。

※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 硫酸ピッチの不適正処理件数及び不適正処理量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。